

第5回 近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度の
あり方に関する検討会

議事次第

日 時:令和元年10月9日(水) 10:00~12:00

場 所:国土交通省 4階特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 規制改革実施計画(報告)
- (2) 今後の進め方
- (3) 機関士の乗組み省略要件の検討(第1段階)
- (4) その他

3. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

委員等名簿

資料1	規制改革実施計画(抄).....	1
資料2	今後の進め方(案).....	2
資料3	機関士の乗組み省略要件(案).....	3

近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会
委員等名簿

(学識経験者)

座長：塚本達郎 東京海洋大学海洋工学部長（機関）
高崎講二 九州大学名誉教授（機関）
畔津昭彦 東海大学教授（機関）
國枝佳明 東京海洋大学海洋工学部教授（航海）
光延秀夫（一財）日本船舶職員養成協会参与（機関）
加藤学（公財）海技資格協力センター業務執行理事（航海）
田辺晃（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会試験部長（小型船舶）
平石一夫（一社）海洋水産システム協会専務理事（漁船システム）

(使用者委員)

小林憲（一社）大日本水産会常務理事
檜垣浩輔 全国漁業協同組合連合会参事
筆谷拓郎（一社）全国底曳網漁業連合会業務課長
大石浩平 全国さんま棒受網漁業協同組合専務理事
清家一徳 大分県旋網漁業協議会会員（大黒水産有限会社）
樋口寛次郎 山口県以東機船底曳網漁業協同組合理事

(労働者委員)

高橋健二 全日本海員組合水産局長
釜石隆志 全日本海員組合水産局水産部副部長補

(技術者委員)

泉克典 ヤンマー(株)特機エンジン統括部品品質保証部長（機関）
小鯖利弘 (有)小鯖船舶工業代表取締役専務（造船所）

(行政)

磯野正義 国土交通省大臣官房審議官
森有司 国土交通省海事局安全政策課長
堀真之助 国土交通省海事局海技課長
大橋伴行 国土交通省海事局総務課首席海技試験官（航海）
植西泰 国土交通省海事局総務課次席海技試験官（機関）
榎本雄太 海上保安庁交通部安全対策課長
黒萩真悟 水産庁増殖推進部長
高瀬美和子 水産庁増殖推進部研究指導課長
廣野淳 水産庁資源管理部管理調整課長

(オブザーバー)

小見山康二 内閣府規制改革推進室参事官

(事務局)

国土交通省海事局海技課
水産庁増殖推進部研究指導課

規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（抄）

II 分野別実施事項

2. 水産分野

(4) 海技士の乗組み基準の見直しについて

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	海技士の乗組み基準の見直しについて	<p>a 安全の確保を前提に、併せて必要となる措置等を検討した上で、近海（100 海里以内）を操業する中規模（総トン数 20 t 以上長さ 24m 未満）の漁船（以下「近海中規模漁船」という。）について、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）上の小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士 1 名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正を行う。</p> <p>b a の法令改正の施行までの間、近海中規模漁船について、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条第 1 項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等一定の要件の下、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。</p> <p>c a の法令改正の施行後も、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士ではなく、海技士の乗組みを希望する場合には、従前どおりの乗組み基準によることができることとし、その場合において、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等により海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。</p>	令和元年度 結論・措置	農林水産省 国土交通省

今後の進め方（案）

～近海中規模漁船の海技士の乗組み基準の見直し～

令和元年10月 第5回検討会

- ・規制改革実施計画（報告）
- ・今後の進め方
- ・機関士の乗組み省略要件の検討（第1段階）

11月 第6回検討会

- ・機関士の乗組み省略要件の検討（第1段階）
- ・小型船舶操縦士の乗船措置の検討（第2段階）

第7回検討会

- ・とりまとめの方向性

12月 第8回検討会

- ・とりまとめ

（第1段階を措置）

年末 通達の改正（乗組み基準の特例関係）

（第2段階を措置）

年度末 省令の改正・公布（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則）

※ 令和2年度のできる限り早期に施行

近海中規模漁船の機関士の乗組み省略要件（案）

1. 海技士（機関）の乗組み基準の見直し

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条第 1 項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、次に掲げる要件に適合する漁船について、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。〔令和元年末までに措置〕

（主な要件）

- ① 長さ 24m 未満であること。
- ② 総トン数 80 トン未満であること。
- ③ 推進機関の出力が 750kW 未満であること。
- ④ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置されたものであること。
- ⑤ B 重油又は C 重油を機関の燃料として使用するものでないこと。
- ⑥ 海岸から 100 海里未満の水域において航行すること。
- ⑦ 僚船による支援体制が確立されていること。
- ⑧ 一航海の日数が 10 日を超えないこと。
- ⑨ 海技士（機関）の代わりに、機関の運転に関する一定の講習を修了した機関担当者が乗り組むこと。（下記 2. 参照）
- ⑩ 機関の保守整備に関する陸上の支援体制が確立されていること。
- ⑪ 遊漁船業の適正化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する遊漁船でないこと。

2. 機関の運転に関する一定の講習

近海中規模漁船について、海技士（機関）の乗組みを省略する代わりに、当該漁船において機関の運転に関する業務を担当する者（機関担当者）が修了すべき講習の概要は、次のとおり。

（1）講習の主体

国土交通大臣が認める民間機関

(2) 講習の内容

機関担当者が、メーカーマニュアルに従い、近海中規模漁船のディーゼル機関（出力装置、プロペラ装置、補機、電気設備、自動制御装置及び甲板機械を含む。以下同じ。）を運転できるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、ディーゼル機関の取扱い、保守点検、故障時の対処など、近海中規模漁船の機関の運転に必要な内容に限定する。

実際の機関又はその模型を使用した実習も行うが、総トン数 20 トン以上の漁船に乗り組み、機関の運転に関する職務を一定年数行った履歴を有する者については、当該実習を省略することができる。